

六ヶ所村進学奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、六ヶ所村人材育成基金条例施行規則(平成22年規則第11号)第2条に規定する進学奨励金(以下「奨励金」という。)について、同規則第11条の規定に基づき奨励金の交付手続きその他必要な事項について定める。

(奨励金の交付要件及び額)

第2条 奨励金は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、それぞれ当該各号に規定する額を入学した年度に限り交付する。

(1) 高等学校、短期大学等、高等専門学校及び専修学校に在籍する者 5万円

(2) 大学の学部(以下「学部」という。)に在籍する者、大学の学部と同等と認める教育機関に在籍する者又は大学院に在籍している者 10万円

(交付申請等)

第3条 前条各号に規定する者は、奨励金の交付を受けようとするときは、六ヶ所村進学奨励金交付申請書兼請求書(別記様式)に在学証明書を添えて、村長に申請しなければならない。

2 村長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該奨励金の交付を決定したときは、その旨及び当該確定した額を当該申請者に通知する。

3 前条各号に規定する者以外の者が交付申請を行う場合は、委任状を提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第4条 村長は、当該申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金交付の決定を取り消すことができる。この場合において、既に奨励金が交付されているときは、返還を命じるものとする。

(1) この要綱により村長に提出した書類に偽りがあったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、村長が必要と認めるとき。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年11月28日告示第90号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別記様式(第3条関係)